

イノベーションを興す人材育成に向けた 高等専門学校における取り組み

S38 卒 駒井謙治郎

福井工業高等専門学校校長

高等専門学校は、中学卒業後の早い段階から 5 年間の一貫教育と、実験、実習、企業インターンシップなど実践的な課程を重視したカリキュラムを行う高等教育機関として、創造力のある実践的技術者養成に邁進し、我が国のものづくりに大きく貢献してきた。OECD 高等教育調査団が昨年 5 月来日し日本の高等教育を実情視察して、高専教育全般について極めて高い評価を下したことや、日本技術者教育認定機構(JABEE)においても現在、国公立併せてほとんどの高専の教育プログラムが認定済という事実を考え合わせると、技術者教育に関して高等専門学校



が着実な実績を挙げつつあることが明らかである。一方、昨年出された総合科学技術会議有識者議員の手になる「イノベーション創出総合戦略」では、イノベーションを担う人材育成の強化が謳われている。ベンチャービジネスを立ち上げることはイノベーションに極めて有効であり、創立以来40年余の歴史を有する高専卒業生によるベンチャービジネスもそれなりの数にのぼるが、高専としてのベンチャー育成の組織的な取り組みはこれからの課題であった。ここでは、高専におけるイノベーションを興す技術者育成の組織的、計画的取り組みについて、本校における取り組みを中心に話を進めたい。

イノベーションは我が国では技術革新という狭い意味で用いられることが多いが、本来は技術革新に加うるに、新製品、新市場、新経営組織の実現に向けた行動であり、まさに今我が国に最も必要とされている行動でもある。高専に入学してくる生徒の中には、大半の中学卒業生が選択する何となく普通高校に入学して何となく大学に入るというエスカレーターコースを拒否して、一刻も早く技術を身につけ、得意とする業で身を立てたいという志望動機を持った者が何人か必ずいる。確かに、本校生と話をしていると、企業の一歯車になるよりも自主独立の意気を感じさせる学生に出会うことがよくある。1999年に本校電子情報工学科を卒業し試行錯誤を経て、2003年5月に24歳で携帯電話サービスを提供するjig.jp社を立ち上げた、福野泰介氏はその典型的なケースであり、携帯電話でPCサイトが閲覧できる画期的サービス等を提供して、携帯電話の使用環境を一変させた人物である。高専の一大特徴は15歳段階から技術の基本をたたき込み、18歳時の大学受験勉強に煩わされることなく、完備した学寮生活の中で実践的技術者に向けての修練を積むことが可能な点にあり、早ければ20歳、大学の学士課程に相当する専攻科修了でも22歳で社会に出られるので、年齢がものを言うIT分野の仕事を興すには最適な高等教育機関でもある。

アメリカの例を見れば明らかかなように、検索エンジンとして誰もが使うグーグル社は20代の若者が始めた新ビジネスであり、ITビジネスは若さがものを言う世界である。本校では、近年卒業生による新規IT



アントレプレナーサポートセンター

ビジネスの起業例が幾つか出始め、これらの先輩の起業成功例が刺激となり、学生の間で第二、第三の jig.jp 社を目指した気運が盛り上がりつつあった。そこでこれを積極的に支援するため本年 4 月より、本校の地域連携テクノセンター内に「アントレプレナーサポートセンター」を全国高専に先駆けてオープンすることにした。ここは、地元の若者や本校卒業生を入所対象者とするが、さらに在校生も加わって自分たちの持つ IT 分野や福井県固有の伝統産業、地場産業に関連するアイデアを形にし、それを新製品、新市場に結びつける起案と起業準備をする場でもあり、在校生はこのセンターで授業の一環として起業インターンシップを経験する。本校教員が起業に際しての技術相談に乗ることに加えて、卒業生の起業家や外部専門家にも市場化、経営組織化等についての指南をお願いすることを計画している。IT 事業は地域格差を問わないビジネスであり、上述の jig.jp 社も本社機能は東京に置いているが、開発拠点は地元鯖江において地域における雇用にも貢献している。本校が位置する福井県の丹南地域は、古くからの越前和紙、越前漆器、打ち刃物等の伝統産業に加えて、鯖江市はメガネ枠の生産では世界的に大きなシェアを有してきたが、近年、中国産の輸入メガネ枠に押されて生産額は減少の一途を辿っており、既存産業の振興とともに、これに代わる新産業振興が地域の緊急の課題である。イノベーションを興す人材育成に向けた本校の取り組みは、ベンチャービジネス創業を通じて雇用創出に繋がる試みであり、地元の期待も大きく、地域貢献を使命の一つに掲げる高専の設置目的にも適っている。

イノベーション創出に向けた高度理工系人材の育成・強化を目指して

(日本経済団体連合会「経済Trend」5月号に掲載されたものを転載)

—— 京機短信への寄稿、宜しくお願い申し上げます ——

【要領】

宛先は京機会の e-mail : jimukyoku@keikikai.jp です。

原稿は、割付を考慮することなく、適当に書いてください。MSワードで書いて頂いても結構ですし、テキストファイルと図や写真を別のファイルとして送って頂いても結構です。割付等、掲載用の後処理は編集者が勝手に行います。

宜しくお願い致します。

関西支部 第 27 回京機サロン(MOT 研究会)

年に 1 回の合宿研修会は、5 月 25 日(金)～ 26 日(土)に琵琶湖の畔にある松下健保保養所「松湖荘」で開催されました。

25 日初日は激しい雨が降る中、一人も欠けることなく出席予定者 25 人全員が参加し、講師の方々のご努力もあり講演も非常に充実した内容で活発な討議が交わされました。また、大学教官、企業技術者、起業 / 自営業者、学生など異業種の人材が、夕食会や二次会に加え、一緒に風呂を浴びるなど交流を深めたことで有意義な合宿研修会となりました。

今回はその内容について報告致します。(関連記事 9 ページ参照)

講演題目 1: 「職務発明制度について」

講師: 西村 竜平氏(1987 年卒 京都北山特許事務所 弁理士)

職務発明制度は、特許法第 1 条に示されているとおり産業発展を後押しするために制定されたもので、制定当初の明治 42 年法では従業員の発明特許は使用者に帰属し企業が自由に使用できた。現在は従業員から使



用者に譲渡しその対価として使用者から特許報償金が支払われている。

しかし、近年、発明制度の従業員への認知度の低さと報償金の低さに不満が募り、職務発明に関わる訴訟件数が平成 11 年から急激に増加している。特にオリンパス事件は大きなインパクトを与え、日亜化学工業、コスモ石油、大塚製薬、日立製作所、中央建鉄 etc への訴訟事件に繋がった。それらの訴訟案件では発明者の権利(貢献度)に対する判例はバラバラであったが、現在は 5 ～ 10 % に定着しつつある。

平成 16 年には特許法第 35 条改正を骨子とする平成 16 年法が制定され、その改正ポイントは報償金額と手続きにおいて不合理と認められるものであってはなら

ないというもので、各企業も社内特許制度の見直しと充実化に向けて努力をしている。

訴訟では、発明者であるか、職務発明であるか、対価請求が時効かどうか、対価が合理的であるかということが争点になっている。ただ、未だ「発明に対するインセンティブ」と考えるのか、「発明による利益の対価」と考えるのか決定的な結論は出ておらず、今後の動向を注視する必要がある。

講演題目2：「財務報告に係る内部統制の評価および監査 ～制度概要と企業の対応のポイント～」

講師：脇田 一郎氏（1977年卒 監査法人トーマツ大阪事務所 公認会計士・パートナー）

米国では、エンロンやワールドコムの子虚事件をきっかけに、ディスクロージャの信頼回復を目的として米国議会でサーベンスとオクスレーの2人の議員立法によって企業改革法(2人の名前を採ってSOX法)が制定された。日本でも都市銀行海外支店事件を背景に不祥事防止を明文化した商法改正(会社法)が2006年5月に施行されるとともに、鉄道会社の有価証券書不実記載などを受けて、金融商品取引法(2006年6月に制定)に内部統制報告制度が盛り込まれることとなった。

会社法では不祥事を起こさないための業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令順守、資産の保全を目的とした内部統制システムの構築が求められ、その内部統制の基本的要素としては統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング(監視活動)、IT(情報技術)への対応が挙げられ、これらの整備/充実化が求められている。

金融商品取引法では、内部統制報告書の作成と外部監査、代表者確認書、違反した場合の課徴金etcが取り決められている。

日本での取り組みは、まずは金融商品取引法に対応するため外部監査による財務報告の信頼性確保を目的と



して、全社的統制 / 業務プロセスに係る統制 / IT 全般統制 / IT 業務処理統制のシステムを構築し、順次それらのシステムを法令順守 / 業務の有効性・効率性 / 資産の保全へと拡大していくことになる。

3 月決算の会社は 2009 年 3 月期決算が本番年度となり、各社とも進捗状況に差はあるが、プロジェクト体制を組んで金融商品取引法対応に向けて準備を進めている。

肝に銘じるべきは、金融商品取引法に対応することは会社を守り、経営者を守り、社会の信頼を得ることに繋がり、内部統制システムの構築はそのための投資であり、必要な人・モノ・金をかけることは当然と考えることである。

因みに 5 月 28 日付の日経産業新聞によると調査対象企業の 10 % が 1 億円以上の対策費を予定し、その内訳は社内人件費が 33.6 %、システム構築会社への支出が 20.9 %、監査法人への支払いは 16.8 % となっている。また 46.8 % の企業が対策費は決まっていない、8.2 % の企業が対策に着手していないと答えており、対策の遅れが見え隠れするのが現状である。

講演題目 3: 「技術者のための M&A 講座 ~ 三角合併 ~」

講師: 中田 昌宏氏(1983 年卒 フェスト(株) 顧客開拓マネジャー)

三角合併とは消滅会社の株主に対して、対価として存続会社の株式ではなくその親会社の株式を交付して行う合併のことであり、海外では既にこの方法を用いて 1998 年にダイムラー社がクライスラー社を合併している。

日本では 2006 年 5 月施行の新会社法の「合併対価の柔軟化」に関する条文が遅れて施行になり

2007 年 5 月に解禁となった。

このため外国の会社が日本国内で M&A を行う際に、資金調達での障壁はかなり低くなった。

とはいえ、日本の会社法 / 税法の枠組みにおいては合併プロセス上の障壁は依然として



高い。合併契約書の締結は存続会社 / M&A 対象会社双方の取締役会の承認を経ることが必要で、さらにその合併契約は株主総会の特別決議を必要とする。また、非適格合併の時には M&A 対象会社やその株主の資産譲渡益に対して課税が発生するなど税制上の障壁もある。したがって三角合併の解禁と外国企業による敵対的 M&A は直接結びつくものではない。

しかし、最近の国内 M&A 事情は、ライブドア / ニッポン放送案件、楽天 / TBS 案件および HOYA / ペンタックス案件等に見られるように増加傾向にある。スチールパートナーによる明星食品、サッポビール、ブルドックソースに加えて、直近ではアデランスに対する揺す振りなど外資系ファンドの脅威が一層激しさを増している。

ここで株式保有割合による権利を整理すると、1 % 以上で株主提案権、3 % 以上で帳簿閲覧請求権や取締役解任請求権および株主総会召集権、20 % 以上 ~ 50 % 未満で持分法適用、25 % 以上で相互保有株式の議決権停止、1/3 超で特別決議の拒否権、50 % 超で取締役の選任 / 解任など普通決議、2/3 超で会社の分割 / 合併や営業譲渡など会社の存続に係る特別決議が可能となる。

これらを受けて日本企業も、増配および有償減資、第 3 者割り当て増資、合併や株式移転による共同持ち株会社の設立、株式交換による買収など買収コストの引き上げ、第 3 者による防戦買いや友好的買収(ホワイトナイト)、自社株買い、買収者の 25% 超株式の取得など様々な買収防衛策を打ち立てている。時価総額の増大策、安定株主の拡大策である増配の傾向は顕著で、上場企業の配当総額は 2004 年以前の 2 兆円から 2006 年度には 6 兆円と急激に伸びている。

今後、企業に求められることは、資本市場の自由化やグローバル化に適応しながら、社外からの M&A 的アプローチに対して簡単には揺るがない防御体制、理論武装を組み立てる必要がある。メインバンク制が崩壊して銀行の役割も変質する中で、企業は負債コストと資本コストの相違点を認識しつつ資産の最適化を図ることによって企業価値を継続して高める努力を怠ってはならない。

文責：関西支部 京機サロン運営委員長 各務嘉郎(1970年卒)

関東支部第6回異業種交流会及び懇親ゴルフコンペのご案内

6月29日(金) ツインリンクもてぎ&ホテルツインリンク

<http://www.mobilityland.co.jp/motegi/>

<http://www.mobilityland.co.jp/hoteltwining/index.html>

6月30日(土) 懇親ゴルフコンペ 東ノ宮カントリークラブ

<http://www.higashinomiya.co.jp/japan/>

プログラム:

6月29日

12:30 JR宇都宮駅集合 東口「餃子の像」前(送迎バスご利用の方)

真岡鉄道茂木駅(13:30頃)を經由してツインリンクもてぎ着

14:00 ファンファンラボ見学(ASIMOデモンストレーション)

14:40 ホンダコレクションホール見学

15:50 幹事企業プレゼンテーション(コレクションホール内オリエンテーションルーム)

本田技研工業執行役員 福尾幸一氏

17:00 オーバルレーシングコース バス走行 コントロールタワー見学

18:00 懇親会(ホテルツインリンク内ホールオリオン)

19:45 懇親会終了

20:00 解散(日帰りパターンの方)・・・送迎バスあり(往路と逆経路)

6月30日

9:00 解散(1泊朝食付パターンの方)・・・送迎バスあり(往路と逆経路)

自家用車の方は当日の営業内容に基き自由行動可 (カートランド・ハローウッズ・その他)

9:00 懇親ゴルフコンペ(時間詳細未定)

16:00 解散(自家用車に分乗し宇都宮駅へ)

参加費: (パーティ費込み、キャディフィー/昼食代は別途)

1. 日帰りパターン: 6,000円

2. 1泊朝食付パターン: 14,000円

3. 1泊朝食ゴルフ付パターン: 27,000円

参加申し込み方法:

京機会ホームページからの申し込みを基本とさせていただきます。

京機会HP受付 <http://www.keikikai.jp/cgi-bin/index.cgi?D127>

申し込み締切り: 6月15日(金)

お問い合わせ先:

本田技研工業株式会社 二輪原価企画室 国内原価企画ブロック

ブロックリーダー 橋本也寸史

E-mail yasushi_hashimoto@hm.honda.co.jp TEL 048-462-3783

関西支部 京機サロン(MOT 研究会)活動報告

京機サロン (MOT 研究会) は 2003 年 4 月に第 1 回を開催して以来、2007 年 5 月の京機サロンで早や 27 回を数える運びとなりました。その活動目的は関西支部若手会員を対象に、技術開発のみならず企業経営や日本の歴史・文化に亘る幅広いジャンルの相互学習・啓発に



参加者の皆さん 松下健保保養所「松湖荘」玄関にて

よって、多眼観察力の育成と知の深耕・創造を目指すとともに、知の源泉となる会員相互の人的ネットワークの構築・拡大を図ることにあります。また京機サロンは、2006 年 11 月に発足した KMC (京機会 MOT センター) が指向する 2 つの事業のうちの 1 つ、MOT 人材育成・起業支援事業と密接な連携を持ちながら活動を推進しています。

関西支部の京機サロン (MOT 研究会) では、京機会会員を講師に迎えて技術に係る話題はもちろんのこと今回合宿の講演題目にもありますように、企業の経営幹部や起業家の方を除いて日常接する機会の少ない話題を取り上げ、5 回 / 年を目処に研究会を開催しています。



夕食会で談笑する皆さん。
先輩の話に若手後輩も真剣です。



二次会で寛ぐ皆さん
最新技術や社会問題、年金問題と話題も様々です。

既に http://www.keikikai.jp/salon/kansai/salon_kansai.html に案内されていますが次回の文楽鑑賞会も毎年定例となっており、伝統ある日本芸能 / 文化に触れることで、最近忘れがちな日本の心を取り戻すとともにアートの素晴らしさを知って多才に磨きをかけたいとの思いで開催しています。ぜひご参加ください。

今回の合宿研修会（5 ページ参照）では講師の方々のご協力を得て、最近注目を浴びている職務発明制度 / 日本版 SOX 法 / 三角合併の話題を取り上げて頂きました。学生や企業の若手技術者にとっては初めて触れる内容で戸惑いも見受けられましたが、熱心な討議を経て理解も深まったように思えます。

東大や慶応、関西では立命館大などが特に MOT 人材育成に注力をしていますが、京都大学機械系教室でも MOT 関連講座を開設するなど技術者の教育環境は充実しつつあります。

今後、京機サロン（MOT 研究会）も京機会会員皆様へより良い MOT 研修の場を提供できるよう努力して参ります。先輩諸氏のご指導ご鞭撻を賜れば幸甚でございます。

文責：関西支部 京機サロン運営委員長 各務嘉郎(1970年卒)